

# 岩手町一般廃棄物処理業許可証

岩手町指令第12号

住所又は所在地 岩手県盛岡市北飯岡1丁目10番30号  
氏名又は名称 株式会社 齊藤興業  
及び代表者 代表取締役 齊藤 義成

令和8年3月30日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和8年4月1日

岩手町長 佐々木 光 司



複製禁止

取り扱う廃棄物の種類	事業所から排出される一般廃棄物（し尿を除く）
業の種類	収集及び運搬（積替えなし）
許可期間	令和8年4月26日から 令和10年4月25日まで
収集を行うことができる区	岩手町の区域
許可の条件	(1) 岩手町の区域から収集した一般廃棄物は岩手・玉山環境組合（特定家庭用機器は申請のとおり）の処理施設に運搬すること。 (2) 関係法令に定める事項を遵守するとともに、町の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。 (3) 業を履行する際は、使用する車両に、一般廃棄物収集運搬車両である旨を表示すること。 (4) 地方公共団体の施設に運搬する場合は、日時及び方法等は管理者の指示に従うこと。 (5) 収集した廃棄物は資源化に支障のないよう適正かつ衛生的に分別すること。 (6) 法令又は規則及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取り消しを行うものであること。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定した日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。この決定の取り消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代用者となります。）提起することができます。